（三）医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（四）医療機器又は体外診断用医薬品の医療機器等外国製造業者の登録の場合
（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の16の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）の医療機器等外国製造業者登録証の再交付を受けたいので、下記により申請します。
I hereby apply for regrant the registration certificate of the foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer pursuant to Article 37-16 of the Order for enforcement of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics indicated following.
（略）
備　考
Remarks
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
Signature can be omitted if the notifier fills out the name on his／her own.
（五）再生医療等製品の製造業の許可の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（六）再生医療等製品の再生医療等製品外国製造業者の認定の場合
（略）
備　考
Remarks
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
Signature can be omitted if the notifier fills out the name on his／her own.

様式第十三号（第二十三条、第八十二条、第九十一条の二十三、第九十一条の七十、第九十一条の百四、第九十一条の百四十五関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造販売承認の場合
（略）
備　考
1～9　（略）
10　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（三）医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）
（四）医療機器又は体外診断用医薬品の医療機器等外国製造業者の登録の場合
（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の16の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）の医療機器等外国製造業者登録証の再交付を受けたいので、下記により申請します。
I hereby apply for regrant the registration certificate of the foreign animal medical device (in vitro diagnostic) manufacturer pursuant to Article 37-16 of the Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products, Gene Therapy Products, and Cosmetics, Enforcement Ordinance indicated following.

（略）
備　考
Remarks
1・2　（略）
（新設）

（五）再生医療等製品の製造業の許可の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
（六）再生医療等製品の再生医療等製品外国製造業者の認定の場合
（略）
備　考
Remarks
1～3　（略）
（新設）

様式第十三号（第二十三条、第八十二条、第九十一条の二十三、第九十一条の七十、第九十一条の百四、第九十一条の百四十五関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造販売承認の場合
（略）
備　考
1～9　（略）
（新設）